

# 介護サービス事業者教養資料



## 1 安全運転の管理

### ● 車両等の使用者の義務(道路交通法74条第1項)

車両等の使用者は、その業務に関して運転される車両等の運転者及び安全運転管理者等その他車両等の運行を直接管理する者に、道路交通法に規定する安全運転に関する事項を遵守させるように努めなければなりません。

### ● 安全運転管理者の選任義務(道路交通法74条の3第1項)

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません。

→ 罰則(安全運転管理者を選任しなかった場合)5万円以下の罰金

### 安全運転管理者制度とは？

本制度は、自家用自動車を使用する事業所等における交通事故を防止するため、昭和40年6月の道路交通法改正により制度化されました。自動車の使用者は、使用の本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う責任者として安全運転管理者を選任しなければならず、選任したときは、公安委員会に届け出なければいけません。

#### 選任基準

- ① 乗車定員が11人以上の自動車を1台以上保有
  - ② ①以外の自動車を5台以上保有  
(二輪車は、1台を0.5台と計上)
- ①②いずれかに該当する事業所は、**安全運転管理者の選任義務**があります。

#### 安全運転管理者の業務

- ① 運転者の状況把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示
- ⑥ 運転日誌の記録
- ⑦ 運転者に対する指導

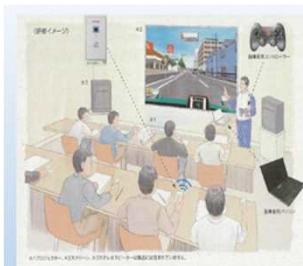
適切に業務を実施していない場合は  
**解任命令**を受けることもあります。

## 2 交通安全教育車等の活用による安全教育の実施

警察本部交通企画課では、運転シミュレータとして、下記2つの機材を保有しています。

それぞれ参加・体験型の交通安全教育機材ですので、危険予測能力を高めるのに有効です。

資機材を利用した安全教育を依頼する際は、事業所の所在地を管轄する警察署にお申し出ください。



(研修イメージ)



(実際の使用風景)



(セーフティーキャッチ号)



(ドライビング・シミュレータ)

### ホンダ動画KYT

#### 運転者目線での危険予測トレーニング

受講者が通常運転しているのと同じ状況の中で危険を予測して、徐行やブレーキ操作をするような感覚でKYTボタンを押すことで、現実に近い能動的な研修が可能です。実際の運転に近いコンピュータグラフィックス(CG)動画映像を見ながら、瞬時の認知・判断を伴う研修をすることで危険予測能力を高めます。

### セーフティーキャッチ号(交通安全教育車)

運転適正検査機能を有する運転模擬操縦装置(ドライビング・シミュレータ)を搭載した車両で、各市町に向向き、参加・体験型の交通安全教育を展開しています。交通事故につながる危険箇所、悪天候、夜間の模擬運転で危険予測体験、反応速度と判断力をチェックする運転適正検査ができます。

## 3 運転記録証明書を活用した運転管理

運転従事者を管理する手段として、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書を活用すれば、運転従事者の資質を判断する資料として有効です。また、一定数以上申し込みすれば、運転記録証明書の分析資料の提供を受けることも可能ですので、企業の安全運転管理の適正な推進にも役立ちます。

(お問合せ先：自動車安全運転センター長崎県事務所 095-825-4591)